
プロジェクト	資金決済法上の「電子決済手段」の発行・保有等に係る会計上の取扱い
項目	外貨建電子決済手段に関する外貨換算の検討

I. 本資料の目的

1. 本資料は、これまでの電子決済手段の保有及び発行に関する会計処理に関する検討を踏まえ、外貨建電子決済手段に係る外貨換算の検討を行うことを目的としている。
2. 本資料の検討においては、2022 年 12 月 26 日に公表された「令和 4 年資金決済法等改正に係る政令・内閣府令案等」（以下「内閣府令案等」という。）の内容を前提としている。

II. 本資料における事務局提案の要約

3. 本資料においては、次の提案を行っている。

電子決済手段の外貨換算については、決算時の為替相場による円換算額を付し、決算時における換算によって生じた差額は、原則として、当期の為替差損益として処理することを実務対応報告において定め、企業会計審議会「外貨建取引等会計処理基準」（以下「外貨建会計処理基準」という。）等の改正は行わない。

III. 電子決済手段の外貨換算

4. 第 1 号電子決済手段、第 2 号電子決済手段及び第 3 号電子決済手段は、外貨建てで発行されることがある（以下「外貨建電子決済手段」という。）。
5. 外貨建資産負債の換算については、外貨建会計処理基準及び日本公認会計士協会 会計制度委員会報告第 4 号「外貨建取引等の会計処理に関する実務指針」（以下「外貨建実務指針」という。）において、特に決算時の処理について個別の資産ごとに定められているため、電子決済手段に関する具体的な定めはない¹。
6. この点、電子決済手段が要求払預金に近い性格を有する点を踏まえると、外貨建会計処理基準 一 2 (1)においては、決算時の換算方法として、外貨建金銭債権債務（外貨預

¹ 電子決済手段の発行者が負う電子決済手段に係る払戻義務は、金銭債務と考えられるため（審議事項(5)-4 参照）、その外貨換算に関する特段の論点はないと考えられる。

金を含む。)については「決算時の為替相場による円換算額を付する」とされていることから、電子決済手段も同様に「決算時の為替相場による円換算額を付する」ことになると考えられる。

また、換算差額の処理については、外貨建会計処理基準 一 2 (2)に定められているとおり、決算時における換算によって生じた差額は、原則として、当期の為替差損益として処理することになると考えられる。

7. 前項の処理は、特定の資産の換算方法の解釈を明らかにしている範疇にあると考えられる。この点、特定の金融商品に関する外貨換算の方法について解釈を明らかにするような限定的な会計処理を定める場合、別途、実務対応報告で定めていること（例：実務対応報告第11号「外貨建転換社債型新株予約権付社債の発行者側の会計処理に関する実務上の取扱い」）。また、仮に外貨建会計処理基準を改正する場合、外貨建会計処理基準が企業会計審議会から公表されているものであるため、外貨建会計処理基準の一部改正として企業会計基準を公表することになる。この場合、会計基準の利用者が外貨建電子決済手段の換算に関する会計処理を確認する際に、外貨建会計処理基準の一部改正に当該定めがあることを知らないと直ちには参照できない可能性がある。これらを踏まえ、実務対応報告で前項の処理を定めることが考えられるがどうか。

ディスカッション・ポイント 2

本資料第6項及び第7項に記載している事務局の提案についてご意見を伺いたい。

IV. 実務対応報告の文案イメージ

(HP では非公表)

以 上